

令和4年度さぬき市教育委員会第2回定例会会議録

1 日 時	令和4年5月24日（火） 開 会 午後1時36分 閉 会 午後2時45分			
2 場 所	寒川第2庁舎会議室			
3 出席状況	出席委員	教育長	和田 浩二	
		委員	檜原 秀樹 得丸 慶子 多田 俊 西尾 由香 岡田 保	
	欠席委員		なし	
	事務局	教育部長	谷 訓昌	
		教育総務課長	安倍 潤	
		学校教育課長	高西 恵	
		生涯学習課長	細川 史朗	
		幼保こども園課長	中川 勝幸	
		人権推進課長	山田 謙二	
		教育総務課課長補佐	多田 端子（会議録作成者）	
その他説明等のため出席した者		なし		
4 会議に付した議案及び審議結果				
日 程	議案番号	件 名	審議結果	公開 状況
日程第1		会期の決定について	—	公開
日程第2		会議録署名委員の指名について	—	公開
日程第3		令和4年度さぬき市教育委員会第1回定例会会議録の承認について	原案承認	公開
日程第4		教育長の報告	—	公開
日程第5	報告第8号	さぬき市少年育成センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱について	原案承認	公開
日程第6	報告第9号	さぬき市立学校教育職員の週休日及び正規の勤務時間の割振りの特例等に関する要綱の制定について	原案承認	公開
日程第7	議案第3号	さぬき市教育事務点検評価委員の委嘱について	原案可決	非公開
日程第8	議案第4号	さぬき市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について	原案可決	非公開
日程第9	議案第5号	さぬき市学校給食用物資選定委員会委員の委嘱について	原案可決	非公開
日程第10	議案第6号	さぬき市学校給食共同調理場施設整備検討委員会委員の委嘱について	原案可決	非公開

日程第 11	議案第 7 号	さぬき市社会教育委員の委嘱について	原案可決	非公開
日程第 12	議案第 8 号	さぬき市重要文化財旧恵利家住宅保存活用計画検討委員会委員の委嘱について	原案可決	非公開
日程第 13	議案第 9 号	令和 4 年さぬき市議会第 2 回定例会に提案する教育関係議案の意見について(令和 4 年度さぬき市一般会計補正予算(第 2 号))	原案可決	非公開
日程第 14	議案第 10 号	令和 4 年さぬき市議会第 2 回定例会に提案する教育関係議案の意見について(さぬき市預かり保育料徴収条例の一部改正)	原案可決	非公開
	議案第 11 号	さぬき市立幼稚園預かり保育の実施に関する規則の一部改正について	原案可決	非公開
資料説明				
5 会議録署名委員	和田 浩二、得丸 慶子			
6 特記事項	なし			
7 会議内容				
開 会				
教育総務課長	それでは、ただ今から、令和 4 年度さぬき市教育委員会第 2 回定例会を開会します。開会に当たり、和田教育長よりご挨拶をいただきます。			
教育長	(挨拶)			
教育総務課長	ありがとうございました。 それでは、以後の議事進行を教育長にお願いします。			
教育長	それでは、議事に移ります。 まず、傍聴申請について、教育総務課長から報告してください。			
教育総務課長	傍聴申請はありません。			
教育長	ここで、議案第 3 号から議案第 8 号までは、人事に関する案件であることから、非公開とすべきと思います。 また、議案第 9 号から議案第 11 号までは、さぬき市議会第 2 回定例会に提出する教育関係議案の意見に係る案件及び関連する案件であり、現時点で、市議会への提出前の案件であることから、同じく非公開とすべきと思います。 お諮りします。 議案第 3 号から議案第 11 号までの審議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により、非公開としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。			
各委員	異議なし。			
教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号から議案第 11 号までの審議は、非公開で行います。 それでは、本日の議事日程は、お手元の議事日程表のとおりです。 この議事日程について、御異議ありませんか。			
各委員	異議なし。			
教育長	異議なしと認めます。よって、議事日程については、お手元の議事日程表			

	のとおりとします。
日程第1 会期の決定について	
教育長	日程第1「会期の決定について」に入ります。 本会議の会期は、本日1日限りとしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本会議の会期は、本日1日限りとします。
日程第2 会議録署名委員の指名について	
教育長	日程第2「会議録署名委員の指名について」に移ります。 さぬき市教育委員会会議規則第9条第3項の規定に基づき、本会の会議録署名委員に得丸委員を指名します。よろしくお願いします。
日程第3 令和4年度さぬき市教育委員会第1回定例会会議録の承認について	
教育長	日程第3「令和4年度さぬき市教育委員会第1回定例会会議録の承認について」を議題とします。会議録について、事務局から説明してください。
教育総務課長	(会議録の説明)
教育長	ただ今の説明について、御質問等がありましたら発言をお願いします。
教育長	ありませんか。 御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。
日程第4 教育長の報告	
教育長	日程第4「教育長の報告」に移ります。教育長の報告について、事務局から報告してください。
教育部長	報告事項1 教育施設の整備等に係る契約の締結について 報告事項2 会計年度任用職員の採用について (前回報告後の会計年度任用職員の採用の状況について報告した。) 報告事項3 教育委員会業務報告 (前回報告後の教育委員会主要業務の状況について報告した。) 報告事項4 その他 (教育長職務代理者の指名について報告した。)
教育長	ただ今の報告について御質問等がありましたら順次発言をお願いします。
委員	5月6日の地元企業訪問は、こういった目的で訪問されたのですか。
教育部長	この企業さんについては、社会貢献の一環で、毎年、さぬき南小学校とさぬき南中学校に多額の寄附をいただいています。その寄附を財源に学校の教育機器等を整備しておりますが、今回は、これまでのお礼と寄附の活用状況

	等を報告することなどを目的に訪問しました。
教育長	ほかにありませんか。
委員	20日の退任式ですが、公務お忙しい中、事務局のみなさんに式を開催していただき本当にありがとうございました。徳田委員、廣瀬委員、安藤教育長さんより感謝のお言葉を預かっています。ここで、改めてお礼申し上げます。
教育長	ほかにありませんか。
委員	20日の平賀源内顕彰会理事会、エレキテル尾崎財団理事会はどのような内容でしたか。
生涯学習課長	令和3年度の事業報告と収支報告です。
教育長	ほかにありませんか。 ないようですので、次に移ります。
日程第5 報告第8号 さぬき市少年育成センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱について	
教育長	日程第5、報告第8号「さぬき市少年育成センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。
学校教育課長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。
教育長	御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。
日程第6 報告第9号 さぬき市立学校教育職員の週休日及び正規の勤務時間の割振りの特例等に関する要綱の制定について	
教育長	日程第6、報告第9号「さぬき市立学校教育職員の週休日及び正規の勤務時間の割振りの特例等に関する要綱の制定について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。
学校教育課長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。
委員	1年単位の変形労働時間制とは、どのようなものですか。
学校教育課長	業務の繁閑に応じて、勤務時間を配分することを認める制度で、業務が多い時期に勤務時間を延長した分を長期休業期間等に振り替え、休日を確保するというものです。
委員	学校で時間外勤務をする教員が増加する中で、少しでも超過勤務時間を抑えるために、時間外勤務時間とはせずに、超過勤務時間を夏休み等の比較的時間のとれる日に勤務時間として振り替えることができる制度です。さぬき市であれば、午前8時から午後4時半までが教員の勤務時間となっていますが、4時半に帰れることはまずないです。そういった中、この制度を利用し

	て、例えば、年度末や年度当初の勤務時間の終わりを午後5時半に設定し、1時間延長した時間を時間外勤務とはせずに、比較的仕事が少ない夏休み中に勤務時間の開始を1時間遅らすというように、振り替えることができる、つまり勤務時間を長くしたり短くしたりできるというのがこの制度であり、そういった制度を利用したい場合は、教員が届け出て、校長が許可をするという内容であると認識しています。最終的には、このような制度を導入することで、教員の勤務時間が少しでも減るようにするというのがねらいです。
教育長	ほかにありませんか。
委員	教員の働き方改革の一環で導入された制度で、評価できる取組だと思いますが、本人が希望すれば許可するというのではなく、何らかの適用条件があるということですか。
学校教育課長	はい、規則や方針で定めている時間外在校等時間の上限である1か月に45時間、1年に360時間以内であることや、その他にも国や県の関係省令や規則でも前提条件があります。
教育長	ほかにありませんか。御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。
資料説明	
教育長	ここで、資料説明を行います。補足説明がある場合は、担当課長から説明してください。
(1) 要保護及び準要保護児童生徒の認定状況について	
学校教育課長	要保護及び準要保護児童生徒の認定状況について補足説明をした。
(2) 令和4年度さぬき市立小中学校春季運動会実施予定表について	
学校教育課長	令和4年度さぬき市立小中学校春季運動会実施予定について補足説明をした。
(3) さぬき市成人式の名称変更について	
生涯学習課長	さぬき市成人式の名称変更について補足説明をした。
教育長	資料について、御質問等はありませんか。 ないようですので、続いて、非公開審議に移ります。
日程第7 議案第3号 さぬき市教育事務点検評価委員の委嘱について	
	・・・(非公開議案の審議)・・・ 審議の結果、原案のとおり可決された。
日程第8 議案第4号 さぬき市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について	
	・・・(非公開議案の審議)・・・ 審議の結果、原案のとおり可決された。

日程第 9 議案第 5 号 さぬき市学校給食用物資選定委員会委員の委嘱について	
	・・・(非公開議案の審議)・・・ 審議の結果、原案のとおり可決された。
日程第 10 議案第 6 号 さぬき市学校給食共同調理場施設整備検討委員会委員の委嘱について	
	・・・(非公開議案の審議)・・・ 審議の結果、原案のとおり可決された。
日程第 11 議案第 7 号 さぬき市社会教育委員の委嘱について	
	・・・(非公開議案の審議)・・・ 審議の結果、原案のとおり可決された。
日程第 12 議案第 8 号 さぬき市重要文化財旧恵利家住宅保存活用計画検討委員会委員の委嘱について	
	・・・(非公開議案の審議)・・・ 審議の結果、原案のとおり可決された。
日程第 13 議案第 9 号 令和 4 年さぬき市議会第 2 回定例会に提案する教育関係議案の意見について(令和 4 年度さぬき市一般会計補正予算(第 2 号))	
	・・・(非公開議案の審議)・・・ 審議の結果、原案のとおり可決された。
日程第 14 議案第 10 号 令和 4 年さぬき市議会第 2 回定例会に提案する教育関係議案の意見について(さぬき市預かり保育料徴収条例の一部改正) 議案第 11 号 さぬき市立幼稚園預かり保育の実施に関する規則の一部改正について	
	・・・(非公開議案の審議)・・・ 審議の結果、原案のとおり可決された。
教育長	では非公開を解きます。
○ 教育委員会定例会の日程について	
	第 3 回：令和 4 年 6 月 28 日(火)午後 1 時 30 分開会で決定した。
閉 会	
教育長	以上で令和 4 年度さぬき市教育委員会第 2 回定例会を終わります。

さぬき市教育委員会会議規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、署名します。

令和4年 月 日

さぬき市教育委員会

教 育 長

委 員